



タンデム自転車 公道走行が可能になりました



平成30年4月1日より、山梨県道路交通法施行細則が一部改正され、タンデム自転車の公道走行が可能になりました。

タンデム自転車とは？



二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車のことです。

何が変わった？



今まで自転車専用道路のみ走行可能でしたが、その他の公道での走行についても可能になりました。

タンデム自転車の特徴

- 普通自転車と交通ルールが異なります。
- 普通自転車と比べて小回りが利かないなど、運転感覚が大きく異なります。
- 二人でペダルをこぐため、速度が出やすく注意が必要です。

走行する際の注意点は？

練習



発進・停止・右左折時等には、声を掛け合いましょう。

止まるよ

はあい



声掛け

道路に出る前には十分練習をしてください。

山梨県警察